

環境と産業の 未来のために

2004.10 Vol.12

No. 36



No.36 CONTENTS

- ◆産廃処理業優良化推進事業、評価制度と基準の案まとまる
(財)産廃振興財団
- ◆PCB廃棄物の計画的な処理の推進について
環境省 日本環境安全事業株式会社
- ◆硫酸ピッチの処理方法について(その1)
原状回復支援事業技術検討委員会報告書
- ◆第1期「産業廃棄物処理業経営塾」概要
(財)産廃振興財団

産廃振興財団NEWS



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

優良化推進事業

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

評価制度と基準の案まとまる

優良処理業者の公的評価制度、発足へ

当財団が環境省からの受託により進めている3カ年事業の「産業廃棄物処理業優良化推進事業」は本年9月で中間点を迎えたが、関係各方面のご協力により、既にいくつもの成果が挙げられている。

8月24日に開催された優良化推進委員会（委員長：北村上智大学教授）は、下部組織の評価基準検討ワーキング・グループ（主査：長澤早稲田大学教授）で検討を進めてきた「産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る評価制度及び評価基準について」の報告案を基本的に了承し、9月3日に最終報告書を環境省に提出した。環境省ではこれに基づく廃棄物処理法の省令改正を速やかに進める意向とされている。

また、この優良性判断基準案において必須要件とされたインターネットによる情報公開を実際に試行検討する目的の情報開示パイロット事業が、処理業者有志の自発的参加の下、当財団が運営している「産廃情報ネット」を利用して開始される運びとなった。

さらに、こうした優良化推進事業の進捗状況のPRと産廃処理業の将来の方向を語り合う目的で、「産業廃棄物処理業優良化推進フォーラム」が、当財団と(財)日本産業廃棄物処理振興センター・(社)全国産業廃棄物連合会の3団体が毎年共催している「産業廃棄物と環境を考える全国大会」との同時開催により、10月15日、愛知県において実施された。

産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る 評価制度及び評価基準について（報告の要旨）

評価制度の基本的な考え方等について

平成16年1月28日の中央環境審議会の意見具申では、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において評価基準を設置し、この基準に適合する処理業者に対しては優遇措置を講じることを提言している。環境省ではこの提言を受けて、環境省令に評価基準を位置付け、評価基準に適合した処理業者を広く一般に公開する仕組みを創設することとしている。

(1) 評価制度の基本的な考え方

①法令（環境省令）に基づく公的な制度である

こと。

- ②優良性に向けた基盤形成の第一歩であること。
 - ・優良業者の社会的認知度を向上させる。
 - ・排出事業者へ委託業者選定情報を提供する。
 - ・処理業者の優良化努力への目標を提示する。
 - ・まちまちの基準策定による混乱を回避する。
- ③適正な委託業者選定に係る排出事業者の責任は不変であること。

(2) 評価制度の仕組み

- ①廃棄物処理法の処理業許可制度を活用する。
- ②許可更新申請時に、基準適合業者は申請書類の一部を省略することができることとし、許可証に評価基準適合の旨を記載する。
- ③基準適合性のチェックは、5年ごとの許可更

新時に定期的に行う。なお、行政処分が執行されたり、評価基準が適合していないことが発覚した際にはその都度許可証から評価基準適合の旨の記載を削除し公表する。

- ④評価制度の円滑な運営を支援するため、評価基準適合業者に関する情報を産廃情報ネットにより一元的に提供する仕組みを整備する。

(3) 評価基準について

評価基準については次の3つの観点で評価する。

(ア) 遵法性

直近5年間において、該当する産廃処理業を継続しており、その間に廃棄物処理法及び関係法令に基づく命令等の不利益処分を受けていないこと。

(イ) 情報公開（以下の情報をインターネットで常時公開・更新していること）

- ・会社情報（会社の履歴など）
- ・許可内容（事業範囲、許可証の記載内容など）
- ・施設・処理の状況（施設の種類・量、処理能力・処理方式、最終処分までの処理行程、毎月の処理実績など）
- ・経営財務（過去3年間の財務諸表）
- ・料金（料金表、料金算定式、個別見積もり等の料金の提示方法）
- ・組織体制（社内組織図、産廃講習会の受講状況など）
- ・地域融和（利害関係者への事業場公開）

(ウ) 環境保全への取組み

ISO14001規格、エコアクション21など一定の環境マネジメントシステムに係る第三者認証または地方自治体の認定のいずれかを取得していること。（ただし、認証者・処理業者両サイドの体制整備状況を精査し、必要に応じて猶予期間を設定すべきである。）

(4) 制度の経過措置

(ア) 許可更新時期が当分到来しない業者への配慮が必要である。

- ・外部機関の活用等による評価基準適合見込み業者のリスト化・公表
- ・変更許可や変更届出の機会の活用
- ・産廃情報ネットでの自己申告・開示

(イ) 制度発足当初は情報公開制の審査対象期間を短縮する事も検討が必要である。

(5) 留意事項

(ア) 強制基準である許可基準と異なり、審査を受けるか否かは処理業者の任意であること。

(イ) 評価基準適合業者を選択しても排出事業者の責任や注意義務が免除されることはないこと。

(ウ) 処理業者が不法行為を行わないことを都道府県が保証するものではないこと。

(エ) 制度運営の中心となる都道府県に対する環境省からの支援が必要。適合性審査については、外部機関の活用も考慮すること。

(オ) 一元的な情報開示の仕組みが必要であること。



産業廃棄物処理業優良化推進委員会第3回委員会（平成16年8月24日（火）虎ノ門パストラル）

●情報開示パイロット事業実施へ●

情報開示システムワーキンググループ設置

情報開示システムワーキンググループは産業廃棄物処理業の優良性評価基準の一要素に挙げられている情報公開について、情報開示のあり方やその具体的方法等を検討するとともに、処理業者、排出事業者並びにその他関係者の用に広く供するため「産廃情報ネット」等の情報開示基盤を拡充する具体策を検討する目的で、平成16年6月22日開催の第2回優良化推進委員会において設置が決定された。

このたび前掲のとおり「産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る評価制度及び評価基準」(報告)にインターネットによる情報公開が盛り込まれたことを受け、情報開示パイロット事業を実施し、情報開示の具体的方法に関する問題点の抽出や対応策の検討などを進めている。



優良化推進フォーラムを開催

「産業廃棄物処理業の優良化事業」のこれまでの成果を広く国民にPRし、また循環型社会の実現や環境と経済の統合の鍵を握る資源環境ビジネスの担い手としての「優良な産廃処理業者」の現在の取組状況や将来の展望を関係者で語り合うため、以下のとおりの「産業廃棄物処理業優良化推進フォーラム」を処理業者、排出事業者、行政、一般市民のほか、多数の参加により実施した。

- 開催日時 平成16年10月15(金) 13:15~19:30
- 場 所 名古屋マリオットアソシアホテル
- 産業廃棄物処理業優良化推進フォーラム

〔基調講演〕

『「モノごみ」と「ガスごみ」からの21世紀発想』

講 師 山根 一眞 (2005年日本博覧会愛知県プロデューサー)

〔パネル討論会〕

『産廃処理業の優良化——環境ビジネスとしての発展に向けて』

コーディネーター 宮崎 緑 (千葉商科大学政策情報学部助教授)

パネリスト 森 徳夫 (愛知県副知事)

田中 宰 (松下電器産業(株) 副社長)

長澤 伸也 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授・

産業廃棄物処理業優良化推進委員会委員)

神保 重紀 (日経エコロジー編集長)

國中 賢吉 ((社)全国産業廃棄物連合会会長)

我が国における

PCB 廃棄物の計画的な処理

の推進について

1. はじめに

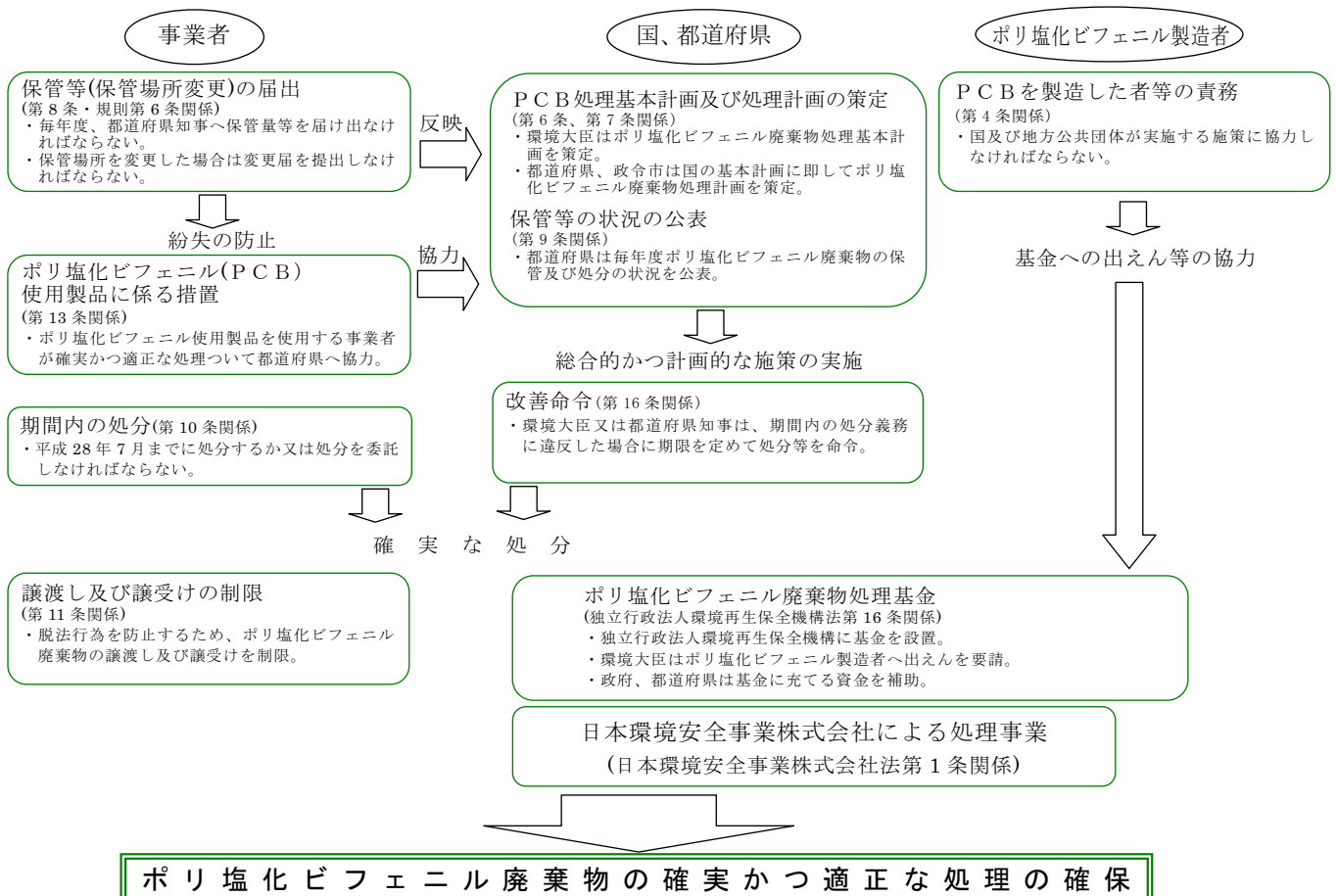
PCB廃棄物は、我が国のみならず、国際的にもストックホルム（POPs（残留性有機汚染物質））条約の発効等の国際的な規制の取組みが進められている。欧米諸国では、既にPCB廃棄物の処理体制が相当進んでいることから、我が国においてもPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することが急務となり、平

成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「環境事業団法の一部を改正する法律」が制定され、PCB廃棄物を所有する事業者等には、保管状況の届出の他、平成28年7月までにPCB廃棄物を処分することが義務付けられた。

一方、その義務を履行するために、処理施設の設置に関しては、国が策定した「ポリ塩化ビ

フェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）により拠点的広域処理施設として、北九州、豊田、東京、大阪、北海道の全国5カ所におけるPCB廃棄物処理事業が着手され、平成16年12月からは、国内第1号として北九州事業において処理が開始される。

2. PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の体系

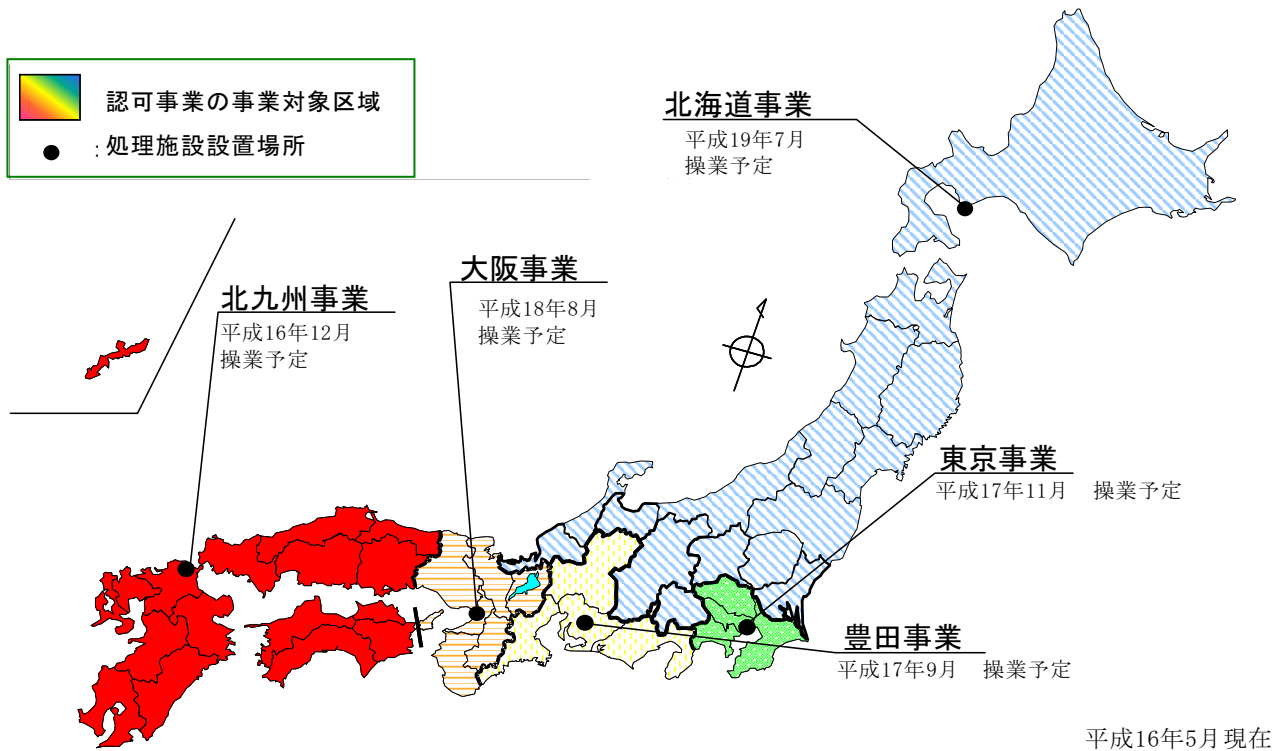


3. PCB廃棄物処理事業の基本計画

(1) 日本環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設

現在、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、次の図表に掲げる通り、日本環境安全事業株式会社に

よる拠点的広域処理施設の整備が推進されている。



事業名	北九州	大阪	豊田	東京	北海道
事業場所	北九州市若松区響町一丁目	大阪市此花区北港白津二丁目	愛知県豊田市細谷町三丁目	東京都江東区青海二丁目地先	北海道室蘭市仲町
対象地域	沖縄県・九州 中国・四国 (17県)	近畿 (2府4県)	東海 (4県)	南関東 (1都3県)	北海道・東北 甲信越 北関東・北陸 (1道15県)
処理対象	高圧トランス等 及び廃ポリ塩化 ビフェニル等	高圧トランス等 及び廃ポリ塩化 ビフェニル等	高圧トランス等 及び廃ポリ塩化 ビフェニル等	トランス、コン デンサ、安定器 が廃棄物となっ たもの並びに廃 ポリ塩化ビフェ ニル等	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等
PCB 分解量	0.5t/d (1期) 2期は処理対象 量の把握より今 後設定	2.0t/d	1.6t/d	2.0t/d	1.8t/d
処理開始	H16.12 (1期)	H18.8	H17.9	H17.11	H19.7
事業完了	H28.3	H28.3	H28.3	H28.3	H28.3

日本環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設

(2) 拠点的広域処理施設の進捗状況

1) 北九州事業

- ・第1期施設の建設工事は、平成15年4月に着工して順調に進行している。
- ・平成16年6月から試運転を開始し、平成16年12月から操業の予定である。

2) 豊田事業

- ・平成16年3月に廃棄物処理施設の設置許可（廃棄物処理法）を受ける。
- ・平成16年4月27日に起工式を挙行、処理施設設置工事が着工して順調に進行中である。
- ・平成17年4月から試運転を行い、平成17年9月からの操業を予定している。

3) 東京事業

- ・平成16年6月に廃棄物処理施設の設置許可（廃棄物処理法）を受ける。
- ・平成16年8月3日に起工式を挙行した。
- ・平成17年5月から試運転を行い、平成17年11月からの操業を予定している。

4) 大阪事業

- ・平成16年5月に施設の基本設計を取りまとめる。
- ・現在、廃棄物処理施設の設置許可（廃棄物処

理法）申請中である。

- ・平成18年8月からの操業開始を予定している。

5) 北海道事業

- ・平成16年3月末に、北海道及び室蘭市が、環境省による処理対象区域拡大（東北、北関東、甲信越及び北陸の15県）要請の受入を決定した。
- ・現在、処理プラント設置工事の発注手続き中である。

4. PCB廃棄物の処理料金

PCB廃棄物の処理料金は、高圧トランス、高圧コンデンサ等の代表的な電気機器の数量、重量とPCB処理事業に必要となる施設整備費等の経費をもとに設定され、平成16年9月、日本環境安全事業株式会社より、PCB廃棄物の処理料金が公表（ホームページ等）された。処理料金を別紙1に示す。（全国一律料金）

中小企業者などの小規模事業者の方々が保管するPCB廃棄物の処理費用は、独立行政法人環境再生保全機構が運営するPCB処理基金助成金及び国から処理施設整備費として拠出された国庫補助金による処理費用軽減措置（約7割軽減）の適用対象となる。これらの措置の適用を受けるためには、中小企業等に該当することを証する書類を提出す

る必要がある。

また、PCB廃棄物の早期安定的確保及び計画的な処理の確保を目的として、早期登録・調整に協力した者については、処理料金軽減（5%割引）の措置を講ずる制度を設けている。（別紙2）

5. まとめ

PCB廃棄物の処理体制の整備については、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等を制定し、日本環境安全事業株式会社により、北九州、豊田、東京、大阪、北海道の全国5カ所の拠点的広域処理施設において、高圧トランス等の処理が可能となり、平成16年12月から北九州事業において処理が開始されるのを始め、各事業が順次処理を開始する。

今後は、日本環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設における円滑な処理を確保するため、事業対象地域におけるPCB廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のための取組みについて、各拠点毎に設置される広域協議会（処理対象区域内の都道府県等）において十分な協議及び調整を行うとともに、日本環境安全事業株式会社とも十分な連絡調整を行い、PCB廃棄物の計画的な搬入を可能にしていく必要がある。

別紙 1

PCB廃棄物の処理料金

1. トランス類（1台の総重量が10kg以上）の処理料金

PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等（車載型トランスを除く。）が廃棄物となったものの処理料金は、別表1のとおりとします。

2. コンデンサ類（1台の総重量が10kg以上）の処理料金

PCBを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバーが廃棄物となったものの処理料金は、別表2のとおりとします。

3. PCB油類の処理料金

廃PCB及びPCBを含む廃油の処理料金は、次のとおりとします。

$$\text{PCB油類の処理料金(円)} = 3,250(\text{円/kg}) \times \text{PCB油類の重量(kg)}$$

※1 保管容器ごと処分受託する場合は、PCB油類の重量にその重量を加算します。

※2 消費税及び地方消費税を含みます。

4. 安定器等の処理料金（東京事業に限る。）

PCBを使用した安定器、小型電機部品等が廃棄物となったものの処理料金は、次のとおりとします。

$$\text{安定器等の処理料金(円)} = 1,810(\text{円/kg}) \times \text{安定器等の重量(kg)}$$

※1 保管容器ごと処分受託する場合は、安定器等の重量にその重量を加算します。

※2 消費税及び地方消費税を含みます。

5. その他の受入対象物の処理料金

受入対象物のうち上記1から4までの処理料金が適用されるもの以外のものの処理料金は、別途、見積もりにより算定します。

※ 受入対象物は、各事業ごとにその処理施設に係る受入基準において定めます。

6. 付加料金

PCBが機器外部に漏洩しているPCB廃棄物については、上記1から4までの処理料金に付加料金を加算することがあります。この場合において、付加料金は、別途、見積もりにより算定します。

環境省・日本環境安全事業株式会社「PCB廃棄物処理事業及び処理料金説明資料」より

別表1

トランス類の料金表

- ・以下の表を機器1台ごとに適用します。
- ・機器1台の総重量が4,000kgを超えるものについては、別途の見積となります。
- ・保管容器ごと処分受託する場合は、機器の総重量にその重量を加算します。

重量区分 機器1台の総重量(kg)		(消費税込) 料金 (千円)
10 kg 以上～	15 kg 以下	422
15 kg 超～	20 kg 以下	439
20 kg 超～	25 kg 以下	456
25 kg 超～	30 kg 以下	473
30 kg 超～	35 kg 以下	490
35 kg 超～	40 kg 以下	507
40 kg 超～	45 kg 以下	524
45 kg 超～	50 kg 以下	541
50 kg 超～	55 kg 以下	558
55 kg 超～	60 kg 以下	575
60 kg 超～	65 kg 以下	592
65 kg 超～	70 kg 以下	609
70 kg 超～	75 kg 以下	626
75 kg 超～	80 kg 以下	643
80 kg 超～	85 kg 以下	660
85 kg 超～	90 kg 以下	677
90 kg 超～	95 kg 以下	694
95 kg 超～	100 kg 以下	711
100 kg 超～	110 kg 以下	746
110 kg 超～	120 kg 以下	781
120 kg 超～	130 kg 以下	816
130 kg 超～	140 kg 以下	851
140 kg 超～	150 kg 以下	886
150 kg 超～	160 kg 以下	921
160 kg 超～	170 kg 以下	956
170 kg 超～	180 kg 以下	991
180 kg 超～	190 kg 以下	1,026
190 kg 超～	200 kg 以下	1,061
200 kg 超～	215 kg 以下	1,114
215 kg 超～	230 kg 以下	1,167
230 kg 超～	245 kg 以下	1,220
245 kg 超～	260 kg 以下	1,273
260 kg 超～	275 kg 以下	1,326
275 kg 超～	290 kg 以下	1,379
290 kg 超～	305 kg 以下	1,432
305 kg 超～	320 kg 以下	1,485
320 kg 超～	340 kg 以下	1,555
340 kg 超～	360 kg 以下	1,625
360 kg 超～	380 kg 以下	1,695
380 kg 超～	400 kg 以下	1,765
400 kg 超～	420 kg 以下	1,835
420 kg 超～	440 kg 以下	1,905
440 kg 超～	460 kg 以下	1,975
460 kg 超～	480 kg 以下	2,045
480 kg 超～	500 kg 以下	2,115
500 kg 超～	520 kg 以下	2,185
520 kg 超～	540 kg 以下	2,255
540 kg 超～	560 kg 以下	2,325
560 kg 超～	580 kg 以下	2,395
580 kg 超～	600 kg 以下	2,465
600 kg 超～	640 kg 以下	2,605
640 kg 超～	680 kg 以下	2,745
680 kg 超～	720 kg 以下	2,885

重量区分 機器1台の総重量(kg)		(消費税込) 料金 (千円)
720 kg 超～	760 kg 以下	3,025
760 kg 超～	800 kg 以下	3,165
800 kg 超～	840 kg 以下	3,305
840 kg 超～	880 kg 以下	3,445
880 kg 超～	920 kg 以下	3,585
920 kg 超～	960 kg 以下	3,725
960 kg 超～	1,000 kg 以下	3,865
1,000 kg 超～	1,040 kg 以下	4,005
1,040 kg 超～	1,080 kg 以下	4,145
1,080 kg 超～	1,120 kg 以下	4,285
1,120 kg 超～	1,160 kg 以下	4,425
1,160 kg 超～	1,200 kg 以下	4,565
1,200 kg 超～	1,240 kg 以下	4,705
1,240 kg 超～	1,280 kg 以下	4,845
1,280 kg 超～	1,320 kg 以下	4,985
1,320 kg 超～	1,360 kg 以下	5,125
1,360 kg 超～	1,400 kg 以下	5,265
1,400 kg 超～	1,450 kg 以下	5,440
1,450 kg 超～	1,500 kg 以下	5,615
1,500 kg 超～	1,550 kg 以下	5,790
1,550 kg 超～	1,600 kg 以下	5,965
1,600 kg 超～	1,650 kg 以下	6,140
1,650 kg 超～	1,700 kg 以下	6,315
1,700 kg 超～	1,750 kg 以下	6,490
1,750 kg 超～	1,800 kg 以下	6,665
1,800 kg 超～	1,850 kg 以下	6,840
1,850 kg 超～	1,900 kg 以下	7,015
1,900 kg 超～	1,950 kg 以下	7,190
1,950 kg 超～	2,000 kg 以下	7,365
2,000 kg 超～	2,050 kg 以下	7,540
2,050 kg 超～	2,100 kg 以下	7,715
2,100 kg 超～	2,180 kg 以下	7,990
2,180 kg 超～	2,260 kg 以下	8,265
2,260 kg 超～	2,340 kg 以下	8,540
2,340 kg 超～	2,420 kg 以下	8,815
2,420 kg 超～	2,500 kg 以下	9,090
2,500 kg 超～	2,600 kg 以下	9,440
2,600 kg 超～	2,700 kg 以下	9,790
2,700 kg 超～	2,800 kg 以下	10,140
2,800 kg 超～	2,900 kg 以下	10,490
2,900 kg 超～	3,000 kg 以下	10,840
3,000 kg 超～	3,100 kg 以下	11,190
3,100 kg 超～	3,200 kg 以下	11,540
3,200 kg 超～	3,300 kg 以下	11,890
3,300 kg 超～	3,400 kg 以下	12,240
3,400 kg 超～	3,500 kg 以下	12,590
3,500 kg 超～	3,600 kg 以下	12,940
3,600 kg 超～	3,700 kg 以下	13,290
3,700 kg 超～	3,800 kg 以下	13,640
3,800 kg 超～	3,900 kg 以下	13,990
3,900 kg 超～	4,000 kg 以下	14,340
4,000 kg 超～		別途見積

別表2

コンデンサ類の料金表

- ・以下の表を機器1台ごとに適用します。
- ・機器1台の総重量が400kgを超えるものについては、別途の見積となります。
- ・保管容器ごと処分受託する場合は、機器の総重量にその重量を加算します。

(消費税込)

重量区分 機器1台の総重量	料金 (千円)
10 kg 以上 ~15 kg 以下	472
15 kg 超 ~20 kg 以下	508
20 kg 超 ~25 kg 以下	544
25 kg 超 ~30 kg 以下	580
30 kg 超 ~35 kg 以下	616
35 kg 超 ~40 kg 以下	652
40 kg 超 ~45 kg 以下	688
45 kg 超 ~50 kg 以下	724
50 kg 超 ~55 kg 以下	760
55 kg 超 ~60 kg 以下	796
60 kg 超 ~65 kg 以下	832
65 kg 超 ~70 kg 以下	868
70 kg 超 ~75 kg 以下	904
75 kg 超 ~80 kg 以下	940
80 kg 超 ~85 kg 以下	976
85 kg 超 ~90 kg 以下	1,012
90 kg 超 ~95 kg 以下	1,048
95 kg 超 ~100 kg 以下	1,084
100 kg 超 ~110 kg 以下	1,156
110 kg 超 ~120 kg 以下	1,228
120 kg 超 ~130 kg 以下	1,300
130 kg 超 ~140 kg 以下	1,372
140 kg 超 ~150 kg 以下	1,444
150 kg 超 ~160 kg 以下	1,516
160 kg 超 ~170 kg 以下	1,588

(消費税込)

重量区分 機器1台の総重量	料金 (千円)
170 kg 超 ~180 kg 以下	1,660
180 kg 超 ~190 kg 以下	1,732
190 kg 超 ~200 kg 以下	1,804
200 kg 超 ~215 kg 以下	1,911
215 kg 超 ~230 kg 以下	2,018
230 kg 超 ~245 kg 以下	2,125
245 kg 超 ~260 kg 以下	2,232
260 kg 超 ~275 kg 以下	2,339
275 kg 超 ~290 kg 以下	2,446
290 kg 超 ~305 kg 以下	2,553
305 kg 超 ~320 kg 以下	2,660
320 kg 超 ~340 kg 以下	2,800
340 kg 超 ~360 kg 以下	2,940
360 kg 超 ~380 kg 以下	3,080
380 kg 超 ~400 kg 以下	3,220
400 kg 超	別途見積

別紙2

早期登録・調整協力割引料金の適用(検討中)

事業の初期段階PCB機器情報を登録し、当社が行う搬入調整等にご協力いただければ処理料金の5%を割り引く適用が受けられます！

1 内容

(1) 登録対象者

原則として、PCB廃棄物を保管する事業場ごとに、「ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて届出を行っている保管事業者の方々

(2) 登録の条件

- ①当社が求めるPCB廃棄物等の個体情報の提供
- ②当社が提示する搬入に関する手順等への同意
- ③早割登録料の支払い

(3) 登録対象PCB廃棄物等

- ①処理可能なPCB廃棄物(トランス・コンデンサで10kg以上のもの、PCB油)
- ②使用中のトランス・コンデンサで10kg以上のもの

(4) 早割登録料

対象PCB廃棄物等1台当たり2,000円(消費税込み)

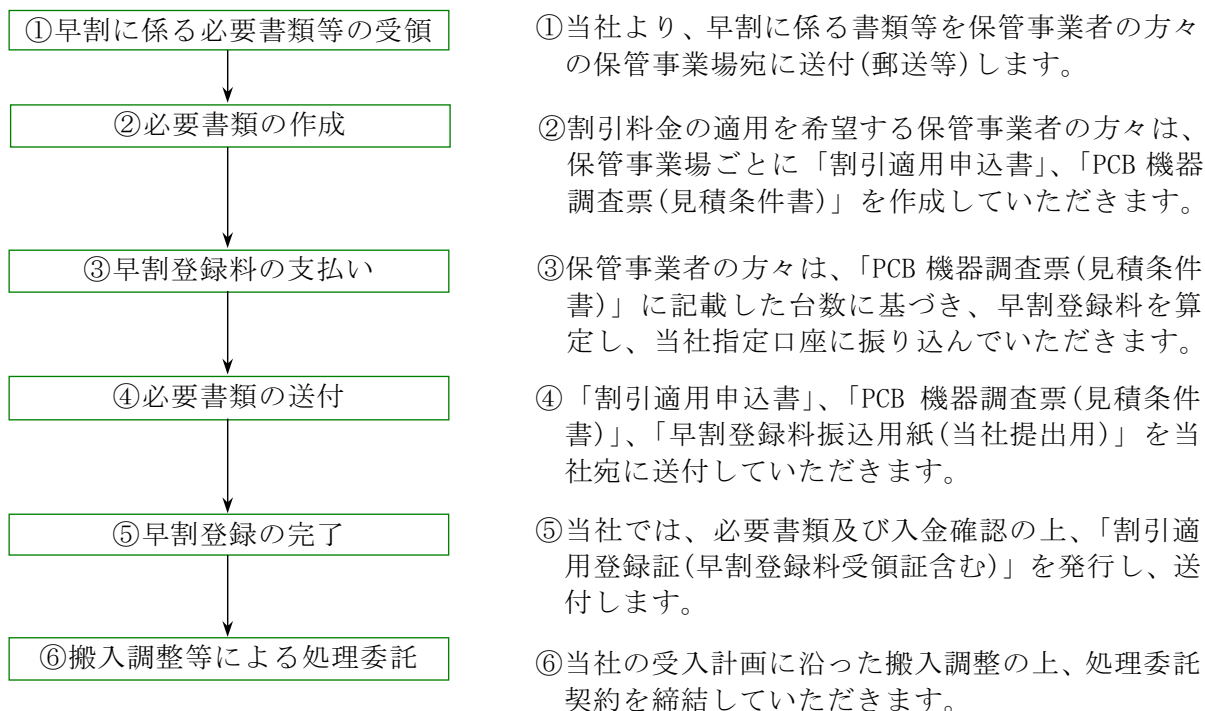
(5) 割引率

処理委託契約締結時点の処理料金の5%を割り引きます。

(6) 登録受付期間

平成17年4月から平成18年3月まで(予定)

2 早割の登録手順



環境省・日本環境安全事業株式会社「PCB 廃棄物処理事業及び処理料金説明資料」より

東証マザーズに上場

日常業務の積み重ね大切に

～桑原光雄(株)フジコー社長に聞く～

株式会社フジコーが、7月28日に東証マザーズ(2405)に上場した。国を挙げて産業廃棄物処理業者の優良化事業が模索され、展開されようとしている現在、正に快挙である。そこで早速、桑原光雄社長にご登場願った。

同社の業務内容、活動状況については本紙(平成15年10月・第32号)で既に紹介したが、1990年代に入って、白井事業所(千葉県)で自走式破砕機による建設廃材のリサイクル事業、食品廃棄物の飼料化試験、コンポスト化試験、その実用化を達成、2000年代に入り、焼却処理施設の増設、第1期工事、現在第2期工事が終了直前とこの10年間、廃棄物のリサイクルと適正処理に向け、実証的試験を積み重ねながら実用化を進めてきた。スタート当時は、20年振りの廃棄物処理法(平成3年)改正を軸に廃棄物対策の大きな変革期でもあった。そして、今回の東証マザーズ上場と大きな一歩を踏み出し、時代の変革に合わせながら経営基盤の確立にも成功した。

戦略通りの業務展開に成功しましたねと問いかけると「私は全然、そういう積もりはなかったのですが、私ができるのだから逆にいうと世間の人はもっとできるだろうと思っています。上場に当たって証券会社とか、監査法人とかいろいろいってきましたが、私が何処に行ってもいって来たことは、日本中の会社が、同じ法律に基づいて事務処理しているのだから何処でもできるのではないですかということですよ。上場という大きさに考え、準備室を設け、スタッフを用意して、3年位掛かるよといわれるが、それはおかしいよというわけですよ。日頃ちゃんとやっていることが、それが世の中で堂々と問われる内容ならそれをそのまま審査すればよいのではないかと、だから特別なことはなにもやっていませんよ」と何時もの桑原節が第一声



だった。企業にとって上場は社会的信用の増進と経営基盤の確固たるものにする一方、マザーズは成長



普段着のままが一番と桑原社長

性、流動性、迅速性そして透明性を特長に上げている。

「上場することによって、一般投資家に対して当社が行っている内容を常時公表する義務があるわけです。それは自信が無ければ公表できない。何時も社員にいうことは、私が世間にお詫びするようなことはしないでくれ

よということですよ、だから世の中に対してありのままに行こうよといっています、改めて特別なことをする必要はないし、従って上場のために社員を増やすこともし

なかった」と日常活動の積み重ねの大切さを強調した。

躍進したこの10年を振り返って「いろいろいわれませんが、結果ですよ、戦略も何もありません、ただこうなっただけ、大手メーカーの協力、銀行の協力といったことに恵まれた。真面目に30年、人に迷惑を掛けない、嘘をつかない、嫌なことでも真実を話そうとやってきた、その結果でしょうか」と謙遜するが、最近、特に強調される自己責任を以前から主張し、それを実行してきた。

桑原社長の無料コンポストは、廃棄物か否かの行政との論争は有名、廃棄物ではないとしてその無料配付を実現し、食品廃棄物処理の事業展開を軌道に乗せたことは有名な話である。

最近の世相について「小泉首相が主唱するように民間ができることは民間に、それは確かだと思う。それに便乗すればいい、但し、自己責任で行う習慣というか、覚悟で物事を進めなければ何も進まないと思えますよ、そうでなくては役所にも自己主張できない、法律や規制で何も出来ないのではなく、それを理解し、乗り越える自己啓発が必要」と自分にも厳しかった。(M)

最前線

硫酸ピッチの処理方法について (その1)

原状回復支援事業 技術検討委員会報告書

平成 16 年 9 月

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

当財団は、「産業廃棄物適正処理推進センター」の指定を受けて、都道府県・保健所設置市が行う産業廃棄物不法投棄等の支障除去等の措置への基金からの財政的支援を行っていますが、硫酸ピッチ事案の急増や、昨年の産廃特措法の施行等により、支援事業をより一層、効率的に実施していくことが求められています。

このため、合理的な支障除去についての工法・技術に関する検討が不可欠であると判断し、「原状回復支援事業技術検討委員会」（委員長；島岡隆行 九州大学大学院環境システム科学研究センター教授）を設置して、これらの検討に着手することと致しました。

今回は、急増する硫酸ピッチの不法投棄を対象を絞って、その経済的処理方法について、現地実験を行うなどして検討を進め、このほど1回目の検討成果として報告書（その1）をとりまとめました。

報告書では、硫酸ピッチを経済的に処理できる一つの方法として、硫酸ピッチと近年やはり不適正処理が散見される木くずチップを混合し、中和した後に、一般廃棄物焼却施設で処理することについて、現地実験を行うなどして検討しました。この結果、現地実験で得られた中和物は、一般廃

棄物焼却施設で技術的には処理可能なことが確認されたため、今後の原状回復支援事業では、このような現地中和と公共焼却施設での処理を念頭に置きつつ個別の事案についてはそれぞれの状況を踏まえた適切な方法を検討することとしました。

この報告書を都道府県等の方々に広く活用して頂き、硫酸ピッチの経済的かつ適切な処理のための一助としてくださることを期待しております。

検討結果の概要

1. 検討項目

- ①支障除去等支援事業の実績についての分析
- ②硫酸ピッチの処理方法の分類と技術的課題
- ③一般廃棄物焼却施設での硫酸ピッチの受入可能性に関する試算
- ④硫酸ピッチの中和方法についての現地実証実験
- ⑤硫酸ピッチの処理事例の例示

2. 硫酸ピッチの処理方法について

平成15年度までの支障除去等支援事業では、不適正な処理がされた硫酸ピッチについて、大別すると次の3つの方法により処理されている。
・民間の産業廃棄物処理施設に搬出し処理

(支援事業件数；21 件、

平均実績処理単価；約 16.3 万円/トン)

- ・現地中和後に民間の産業廃棄物処理施設に搬出し処理

(支援事業件数；5 件、

平均実績処理単価；約 7.7 万円/トン)

- ・中和処理し公共関与の産業廃棄物処理施設で処理

(支援事業件数；4 件、

平均実績処理単価；約 8.3 万円/トン)

硫酸ピッチは多くの場合、民間施設で処理されている。しかし、処理可能な施設が把握できている範囲では全国で 10 箇所程度であることや処理単価が他の廃棄物に比べ高い等の問題がある。また、現地中和実施の有無で比較すると、現地中和を行った場合の処理単価は、現地中和を行わない場合の約半額となっている。平成 15 年度は、公共関与の産業廃棄物処理施設で安価に処理したケースが 4 事例あるが、公共関与の産業廃棄物処理施設は限られているという問題がある。

このようなことから、本報告書では、経済的な処理方法となりうる、硫酸ピッチを現地中和し、中和物を市町村等の一般廃棄物焼却施設で処理することについての検討を主に行った。

なお、この他に考えられる効率的な処理方法、例えば硫酸ピッチを中和固化して埋立処分する方法等については、今後、検討・整理していく予定である。

3. 検討により確認された事項

①実験で得られた硫酸ピッチ中和物の性状

泥状の硫酸ピッチと木くずチップを容積比で 1:1 で混合し、消石灰で中和を行う方法について、現地実験等により、次の事項等を確認した。(中和物は写真 1 に示す)

- 木くずの表面に消石灰と反応した硫酸ピッチが石膏化(灰色)し付着した中和物が得られた。
- 中和物の pH は 10~11。
- 中和物からの、亜硫酸ガスの発生は認められなかった。



写真 1 硫酸ピッチの中和物(木くずチップ混合)

- 中和物と木くずチップとの混合はバックホウにより容易に行われた。
- 硫酸ピッチ分が木くずに対し 1~2%になるように中和物と木くずチップとを混合した混合物は、目視では木くずチップとの判別が難しく、ハンドリング性も木くずチップと同様に良いことが確認された。
- 現場では、混合物について油臭は認められなかった。
- ガスバーナーによる加熱の結果、硫酸ピッチ中和物の液化・軟化によるダレはなく、本実験で得られた中和物が炉内で液化・軟化をおこすことは考えにくいことが確認された。

②硫酸ピッチ中和物の焼却について

既存の市町村の一般廃棄物焼却炉の運転データを用いて試算した結果、ごみ量に対し硫酸ピッチ分が 1%程度であれば、硫酸ピッチの増分による腐食や排ガス処理について問題がないことが試算された。(主な試算条件；硫酸ピッチ中の硫酸イオン 60%、排ガス中の SOx 基準値 20ppm)

③経済性

ある県での処理費に関する条件等をもとに、現場で硫酸ピッチと木くずチップを混合、中和し当該市町村の一般廃棄物処理施設で焼却する方法についての処理単価を試算した結果、パーライトを用いて現地中和し民間焼却施設で処理した場合に比べ処理費を約 20%抑制することが可能であることが試算

された。

4. 支障除去等支援事業の実施にあたっての留意点

本検討結果を踏まえて、硫酸ピッチ事案の支障除去等支援事業の実施にあたっての技術的な留意点を列挙すると次のとおりになる。

①現地中和について

これまでの支援実績をみると、現地中和を行って搬出・処理する方法が、現場から未中和のまま撤去・処理する方法に比べ経済的となっている。さらに、本報告書で検討した、木くずチップを用いた中和処理を行うなど、効率的な現地中和処理を行えばさらに費用を抑制することが可能となる。

また、硫酸ピッチ中和物は亜硫酸ガスの発生がなくなることから、硫酸ピッチの現地中和は、処理施設へ搬出するまでの緊急・応急対策や、運搬時の安全性確保の面からも効果が大きい。

支障除去等支援事業では、周辺が密集市街地等で一刻も早い撤去が求められる場合や投棄規模が小さく現地中和が経済的でない場合を除き、現地中和を行うことを基本と考えるものである。

なお、現地中和を行う際は、作業員の安全の確保や、亜硫酸ガスの拡散防止対策につい

て的確に行う必要がある。

②公共焼却施設での処理について

硫酸ピッチの市町村等の公共焼却施設（ストーカ炉等）での処理については、各種の懸念が指摘されておりこれまで実施されていない状況であるが、本報告書に示したとおり、技術的には公共焼却施設での硫酸ピッチ中和物の処理は可能である。

支障除去等への支援事業は、ある種の災害復旧工事と同様な位置づけと考えることができる。したがって、緊急性、重要性から公共焼却施設の利用の協力を求め、都道府県等においては、本報告書に示した技術検討資料等を参考に処理方法について検討されることが期待される。

③その他の硫酸ピッチの効率的な処理について

本報告書には、参考事例として地中に埋立られた硫酸ピッチの現地中和事例や、漏出した硫酸ピッチについて再漏出防止等の安全性に配慮してドラム缶の詰め替えを行った事例等を示した。硫酸ピッチの原状回復支援事業の実施にあたっては、このような事例も参考にして処理方法について検討されることを期待する。



産廃情報ネット

<http://www.sanpainet.or.jp>

処理業者許可情報
検索システム

リサイクル
ネットシステム

PCB
データベース

利用者の
掲示板

産廃振興財団
業務案内

産廃振興財団
公開情報

その他、各種資料提供など、産業廃棄物総合サイトです。是非ご活用下さい。

News review

不法投棄の苦情 前年度比 10%増

公害等調整委員会・年次報告

公害等調査委員会が去る8月3日にまとめた年次報告は、同日付で閣議決定され、国会に報告された。これは典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）を中心にまとめたものであるが、この7公害以外で苦情件数の最も多いものは廃棄物の不法投棄で、別表の通り、平成14年度は13,649件で、前年度比10%増加しており、典型7公害以外の苦情の約半分を占めている。この苦情の内訳を見ると一般廃棄物が10,087件、産業廃棄物が3,562件となっている。その不法投棄内容を分析すると、一般廃棄物では粗大ごみが最も多く4,822件、次いで焼却不適物が1,643件、燃焼物が1,382件、生ゴミが1,058件となっている。

産業廃棄物の不法投棄内容を種類別に見ると、建設廃材が1,808件と最も多く全体の35%を占めている。次いで、金属くずが229件、紙・木・繊維・ゴムくずが159件で、相変わらず建設廃材の不法投棄が問題である。

ここ3年の傾向を別表によって分析すると、一般廃棄物の不法投棄に対する苦情は平成12年度の4,521件に比べると平成14年度は2.23倍と増加傾向に著しいものがある。平成13年度の件数に比較しても約2倍である。

一方、産業廃棄物の動向では、平成12年度の苦情件数をベースにすると、平成13年度は3,424件で約1.3倍、平成14年度は3,562件で約1.35倍とやや沈静化しているものの増加している。

典型7公害の苦情件数を見ると、前年度に比較して全体では1.9%増加し、66,727件を占め苦情件数全体の約70%を占めている。この中で最も苦情の多いのは、大気汚染であるが、次いで騒音、水質汚濁と続き、公害に対する苦情の動向に大きな変化はない。

これを発生源別に見ると、建設業が最も多くて15,787件、続いて製造業、家庭生活といった順になっている。

ここ数年の廃棄物行政は、産廃問題中心とってよい法改正をはじめ制度作りを進めてきた。その成果が苦情は増加しているが、沈静化の形で現れてきている。

廃棄物の不法投棄の種類別苦情件数

(単位：件、%)

廃棄物の種類	12年度	13年度	14年度	構成比 (%)	対前年度	
					増減数	増減率 (%)
総数	7,158	12,397	13,649	100.0	1,252	10.1
一般廃棄物	4,521	8,973	10,087	73.9	1,114	12.4
粗大ごみ	1,670	3,938	4,822	35.3	884	22.4
焼却不適物	960	1,758	1,643	12.0	△115	△6.5
燃焼物	701	1,139	1,382	10.1	243	21.3
生ゴミ	665	1,049	1,058	7.8	9	0.9
家庭生活	591	966	984	7.2	18	1.9
卸売・小売業、飲食店	74	83	74	0.5	△9	△10.8
その他	525	1,089	1,182	8.7	93	8.5
産業廃棄物	2,637	3,424	3,562	26.1	138	4.0
建設廃材	1,325	1,657	1,808	13.2	151	9.1
金属くず	145	235	229	1.7	△6	△2.6
紙・木・繊維・ゴムのくず	104	153	159	1.2	6	3.9
廃油・廃酸等	130	168	153	1.1	△15	△8.9
動植物性残さ等	68	60	93	0.7	33	55.0
汚でい	65	80	81	0.6	1	1.3
燃えがら・ばいじん	74	77	80	0.6	3	3.9
ガラス・陶磁器くず	29	53	56	0.4	3	5.7
その他	697	941	903	6.6	△38	△4.0

硫酸ピッチ対策推進 政省令の改正へ

環境省

環境省は、廃棄物処理法改正（平成 16 年法律第 40 号）を受け、政省令改正の検討を進めてきたが、成案をまとめ 8 月 16 日にパブリックコメントにかけ、意見を募集、9 月 8 日に終了した。

今回の政省令改正は、改正法に伴う改正と改正法に関連しない改正が行われている。

改正法に伴う改正では①指定有害廃棄物及びその処理基準（法第 16 条）、②事故時の措置を講じなければならない廃棄物の処理施設（法第 21 条）、③廃棄物処理施設設置許可申請に係る生活環境影響調査書添付の特例対象（法第 8 条第 3 項と法第 15 条第 3 項のただし書き）について、改正している。

改正法に関連しない改正では①産業廃棄物収

集運搬車の表示及び書面備付けの義務付け、②最終処分場の残余容量の定期的な把握及び記録・閲覧の義務付け、③ミニ処分場等の廃棄物の埋立処分基準の具体化・明確化、④油化施設・炭化施設の処理基準の明確化、⑤既存製造設備を活用した廃棄物の焼却施設の構造・維持管理基準の合理化、⑥小型廃棄物焼却炉の処理基準の見直し、⑦管理型最終処分場のほう素、ふっ素、アンモニア及び硝酸・亜硝酸化合物等の排水基準の見直し—の 7 項目について行っている。

注目の硫酸ピッチ対策では指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）とその処理基準を規定しているが、基準内容は、

更に保管基準、収集運搬基準、処分基準に分け、細部にわたって規定している。

硫酸ピッチの不適正処分件数と不適正処分量

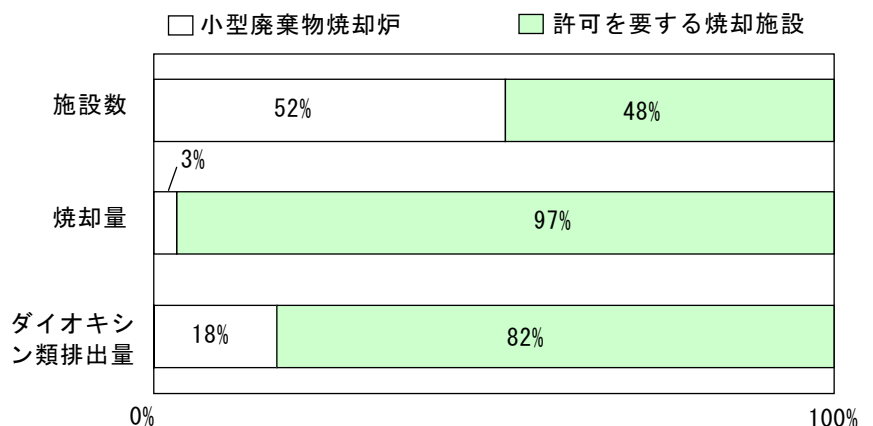
発見年度	不適正処分		未処分量		原状回復	
	件数	量	件数	量	件数	量
平成 12年度以前	14	3,124	3	1,340	11	1,784
平成 13年度	38	5,469	8	3,659	30	1,810
平成 14年度	35	14,565	19	7,292	16	7,273
平成 15年度	27	12,205	21	10,290	6	1,915
合計	114	35,363	51	22,581	63	12,782

量は1でドラム缶本分
調査は11年4月1日から15年10月1日

News review

環境省は、改正法に関連しない 7 項目にわたる政省令の改正（上欄参照）を実施するが、関係者が注目するのは、小型廃棄物焼却炉の処理基準の見直しと既存製造設備を活用した廃棄物焼却施設の構造・維持管理基準の合理化についての規定である。

廃棄物処理法に基づく設置許可を要しない小型焼却炉については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく濃度基準の遵守に支障を生じない範囲で、現行の設備基準を見直すとして、①外気と遮断された投入構造であること、バッチ炉も可、②排ガス温度が定期的に測定可能な構造、③燃焼ガス温度を適性に維持できる構造（排ガス温度 800℃以上）と規定した。また、既存製造設備の活用は電気炉、転



炉、溶解炉、焙焼炉を対象にした。

小型焼却炉の活用も D X N 削減目標達成

改正法以外の政省令改正

不法投棄等未然防止システム

「エコパトロール」

の活用と効果

今回の財団 News Vol.36 では、エコパトロールの活用とその効果についてご紹介します。

1. 不法投棄、許可施設・自社処理施設の過剰保管対策

不法投棄及び許可施設・自社処理施設の過剰保管等対策は概ね右の3つに分類されます。

2. 自治体における許可施設・自社処理施設の過剰保管の未然防止策の現状

許可施設・自社処理施設の過剰保管等の事案を未然に防止するためには日常の監視パトロールによる立入調査が有効であるが、殆どの自治体では人員的な制約等もあり、住民等からの苦情、通報等の対応に追われ、計画的な監視パトロールの実施が

- ① 事案の発生を事前に防止するために実施する未然防止策
例：夜間監視パトロール・立入検査の強化、車輛検問等
- ② 事案を小規模のうちに発見（早期発見）して、早期に対応を行う
例：監視パトロール・立入検査の強化、通報窓口の設置等
- ③ 事案発覚後（事後的）に実施する拡大防止策
例：行政処分の徹底、経過管理、幅杭・監視カメラ等の設置等

不十分となっている状況が見られます。

3. 許可施設・自社処理施設への立入検査・行政指導の重要性

不適正処理による原状回復事業では、初期段階での行為者自らによる原状回復が可能な量であるものが、時間の経過とともに大規模になると、その回復が困難となります。そのため行為

者に対する告発の段階では、多額の原状回復費用を要することから、その費用を負担できない事例が多く見られます。

こうした状況は、住民の廃棄物行政に対する不信感を増幅させる要因ともなっているため、環境省からも「行政処分の指針について（通知）」（環産第260号平成13年5月15日）が発出されているところですが、こうした不適正処理事案の未然防止

【 本件に関するお問合せ先 】

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部
エコパトロール担当 小野 明 (ono-a@sanpainet.or.jp)
" 富永 一司 (tominaga-k@sanpainet.or.jp)
TEL:03-3526-0155
FAX:03-3526-0156

及び早期発見、早期対応が重要であることを再認識し、エコパトロールを活用した不適正処理事案への対策を検討することが有効であります。

4. 不法投棄等未然防止システム(エコパトロール)を導入した場合の効果

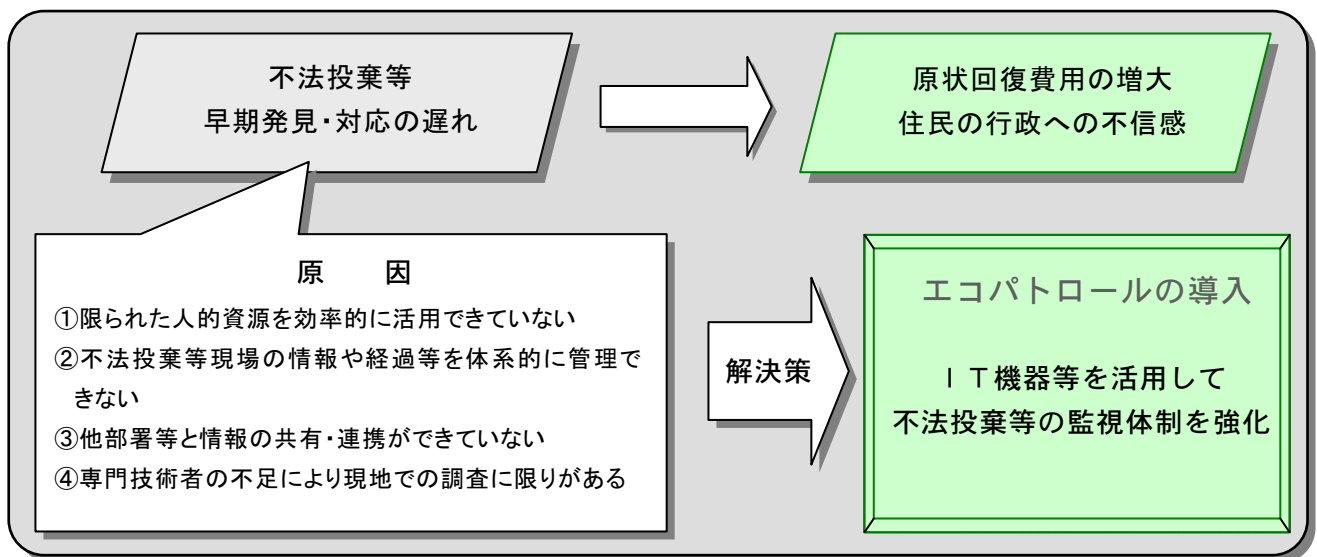
エコパトロールは、施設の過剰保管、不法投棄の未然防止及び早期発見／拡大防止の全般に活用できます。特に監視パトロール機能は、施設の保管基準違

反については未然防止として、不法投棄については拡大防止として大きな効果が期待されるとともに、限られた人的資源を効率的に活用することが可能になります。

産廃行政における課題と不法投棄等未然防止システム(エコパトロール)を導入した場合の効果を整理すると図1のようになります。

5. エコパトロールの導入状況(平成16年9月現在)

エコパトロールは、当財団が産業廃棄物の適正処理推進事業の一環として都道府県、保健所設置市向けに提供するもので、栃木県、静岡県、千葉県、福島県で導入され、産業廃棄物行政の一助となっております。また、来年度の本格導入に向けた実証運用として、群馬県、京都府、茨城県、鳥取県をはじめ十数自治体において試行運用を実施、検討しています。



エコパトロールの活用	未然防止	早期発見／拡大防止
施設の過剰保管(許可／自社)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視パトロール ■ 立入検査 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視パトロール ■ 経過管理
不法投棄	<ul style="list-style-type: none"> ■ 車両検問 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視パトロール ■ 経過管理 ■ 情報共有

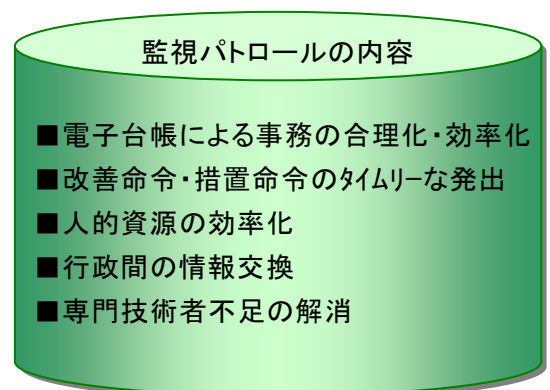


図1 産廃行政における課題とエコパトロール導入の効果

産業廃棄物行政全般に関する 「誰でもわかる日本の産業廃棄物(仮称)」 の作成及び販売(予定)

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

当財団では、産業廃棄物処理施設の設置促進等のための債務保証事業、産業廃棄物の不法投棄等の原状回復支援事業、PCB処理等に関する各種調査研究事業、処理業者への助成・研修事業、産業廃棄物処理施設等に関する情報提供事業等、産業廃棄物に関わる幅広い事業に取り組んでいます。

このような事業活動を通じて、また、関係の方々のご支援により、産業廃棄物についての技術・情報等の蓄積も進んできたところです。

一方、産業廃棄物の問題につ

いては、近年、大規模な不法投棄等については頻りに報道がされているところですが、産業廃棄物に関する基本的な事項や行政対応の状況については、情報発信が十分でない面があると感じております。

産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進のためには、産業廃棄物を排出する企業の方々をはじめ、多くの一般の方々には、産業廃棄物行政全般についての情報を発信し、なお一層の理解と協力を得ることが重要となっています。

また、産業廃棄物行政につい

ての理解を得ることを目的とした、産業廃棄物全般についてのコンパクトでビジュアルな資料がない、と言ったご意見も寄せられていることから、当財団では、下段に示すような小冊子の作成に着手しています。

この小冊子を、都道府県、政令市や企業の廃棄物担当の方々に産業廃棄物問題や行政対応についての説明用等として、あるいは学校での教材用等として、広くご活用くださることをお願いいたします。

「誰でもわかる日本の産業廃棄物(仮称)」の概要

予定する掲載内容

- ①産業廃棄物に関する法体系
- ②産業廃棄物の排出・処理状況
- ③産業廃棄物対策の内容
- ④不法投棄等への対応
- ⑤公共関与による施設整備について
- ⑥PCB廃棄物について
- ⑦循環型社会に向けた取り組み

体	裁	A4版カラー、40～50頁程度。
販売予定時期		平成17年4月頃
販売予定価格		1部500円程度
編	集	財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
監	修	環境省 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(申請中)

「第11回全国担当者会議」開催のご案内

この会議は廃棄物処理センター整備や適正処理推進事業等について、都道府県・政令市等の取組状況の情報交換の場として、毎年開催しているものです。

今回は、愛知県および名古屋市の協力を得て、廃棄物処理センターの整備に関わる事項と、当財団の実施事業である廃棄物処理業優良化推進事業等を紹介します。

開催日時

平成16年11月18日(木)～19日(金)

11月18日：情報交換会議 午後13時00分～18時
11月19日：施設見学(含昼食) 午前8時30分～13時00分

開催場所

名古屋観光ホテル
〒460-8608 愛知県名古屋市中区錦一丁目19-30
TEL(052)231-7711/FAX(052)231-7716

対象者

都道府県・指定都市・政令市及び廃棄物処理センターの担当者

議事内容

(1) 11月18日(木) 第1日目：会議による情報交換

講演

- ① 廃棄物処理センターの整備・運営について
環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 森谷 賢
- ② 愛知県の産業廃棄物に関する取り組みについて
愛知県 環境部長 稲垣 隆司

議事(財団事業の取り組みと実施状況について)

- ① 廃棄物処理センター整備等
・パネルディスカッション 司会：財団適正処理推進部長 鈴木 繁樹
(パネリスト)岩手県、埼玉県、大阪府、高知県、北九州市
- ② 産業廃棄物処理業の優良化推進事業
財団 常務理事 古市 公久
- ③ 不法投棄原状回復支援事業
・原状回復支援事業の事例紹介 財団適正処理推進部次長 猿田 忠義
・エコパトロール事業の新たな取り組み 財団エコパトロール担当部長 小野 明

(2) 11月19日(金) 第2日目：愛知県内公共関与最終処分場(御船)、豊田市枝下不法投棄原状回復現場、ならびに愛知万博会場予定地見学

経営塾

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

平成 16 年度

第 1 期「産業廃棄物処理事業経営塾」概要

開講にあたって

当財団では、産業廃棄物処理の中核的な担い手となると考えられる企業の経営責任者を対象に、広範な知識、見識が求められる産業廃棄物の処理・資源化事業の経営について、各地域の水準を高める役割を担い得る人材を育成することを課題として、「産業廃棄物処理事業経営塾」を開塾致しました。本経営塾では、産業廃棄物処理事業に関する各分野の最前線で活躍する講師陣が充実した講義や研修合宿、施設見学会等を実施するという、類例の無いカリキュラムを提供致します。

卒塾された皆様には、本塾で習得した基礎知識、専門知識に自らの経験を上乘せして、事業の向上・拡大、ひいてはわが国の産業廃棄物処理事業のレベルアップまで発展させていただけるようになることを期待致します。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

講義

●講義期間

- ・平成 16 年 10 月開講～平成 17 年 3 月閉講（6 ヶ月間）。
- ・講義：原則月 2 回、木曜日又は金曜日開催 13:00～17:00
- ・施設見学会：11 月及び 1 月に実施（千葉・神奈川を予定）
- ・研修合宿：12 月 2～4 日に実施講義

講義会場

●六本木アカデミーヒルズ 49（六本木ヒルズ 森タワービル 49 階）

入塾資格者

以下の何れかに該当すること、過去 5 ヶ年にわたって廃棄物処理法違反などに問われていないこと等の要件を満たす者として、当財団の入塾審査を通過した者。

- ①優良な産業廃棄物処理業者としての評価を得ている企業の経営者または、経営の一翼を担っている者。
- ②優良産業廃棄物処理業者としての評価を得ている企業の技術面での統括管理者であり、産業廃棄物処理に関する技術資格を有する者。

カリキュラム

日程	担当者	講義名
10/19 (火)	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 太田 文雄 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事 浜田 康敬	開塾式及び産業廃棄物概論
11/4 (木)	福岡大学大学院工学研究科 教授 樋口 壯太郎	産業廃棄物技術－最終処分技術(施設見学と連続)
11/11 (木)	環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 森谷 賢	産業廃棄物処理・資源化関連法制度
11/11 (木)	電源開発(株)新事業部環境営業・商品G課長 橋本 龍治	PFI 型廃棄物処理事業
11/25 (木)	オリックス(株)ストラクチャーファイナンス 部長 錦織 雄一	民間金融機関の産業廃棄物プロジェクト評価
11/25 (木)	日本政策投資銀行環境・エネルギー部 木原 茂	産業廃棄物処理事業の財務
12/10 (金)	(株)アクトリー代表取締役社長 水越 裕治	産業廃棄物技術－熱処理技術
12/10 (金)	(株)タクマ 新エネ・環境事業本部本部長、執行 役員 梶山 孝雄	産業廃棄物技術－焼却処理技術概論
12/16 (木)	呉羽環境(株)専務取締役 福田 弘之	産業廃棄物技術 －有害廃棄物・溶剤

12/16 (木)	㈱タケエイ 取締役 堤 恵美子	産業廃棄物技術 -収集・保管・前処理
1/13 (木)	㈱エックス都市研究所代表取締役 青山 俊介	循環型社会対応の廃棄物処理事業-1
1/13 (木)	北九州市環境局環境産業政策室長 垣迫 裕俊	循環型社会対応の廃棄物処理事業-2
1/20 (木)	上智大学法学部教授 北村 喜宣	産業廃棄物処理業優良化促進事業について
1/20 (木)	㈱環境文明研究所代表取締役 加藤 三郎	企業の社会責任・環境経営論
2/3 (木)	A I U保険㈱スペシャリティーライン業務部 部長 大岡 健三	産業廃棄物処理業におけるリスク対応
2/3 (木)	㈱日本環境衛生センター東日本支局環境工学 部長 藤吉 秀吉	産業廃棄物処理施設の構造・維持管理基 準の視点
2/17 (木)	㈱イーツーエンジニアリング代表取締役 宮倉 潔	産業廃棄物処理施設の設置プロセスと 対応手法
2/17 (木)	同志社大学総合政策科学研究科客員教授 太田 元	産業界からみた産業廃棄物処理業につ いて
3/3 (木)	同和鉱業㈱代表取締役・COO兼エコビジネス &リサイクルカンパニープレジデント 渡邊 謙一	産業廃棄物処理における経営論
3/3 (木)	㈱WOWOW会長兼最高責任者 (CEO) 佐久間 昇二	経営概論
		施設見学会 (千葉・神奈川を予定)
12/2.3.4 (木・金・土)	㈱市川環境エンジニアリング代表取締役 石井 邦夫 ㈱タケエイ代表取締役社長 三本 守 太平興産㈱代表取締役社長 山上 毅	研修合宿 (経団連研修所)
		卒塾面談 卒塾懇親会

③産業廃棄物処理事業に準ずる
(素材メーカー、処理施設メ
ーカーなど)豊富な経験を有
し、今後、産業廃棄物処理業
への本格参画を図ろうとして
いる者で①・②の条件に対応
する者。

●定員30名

「産業廃棄物処理業経営塾」 事務局

財)産業廃棄物処理事業振興財団
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶
町2丁目6-1堀内ビルディング3階
TEL 03(3526)0155
FAX 03(3526)0156
担当：総務部 中島 文博
E-mail:nakajima@sanpainet.or.jp

編集後記

10月に入りましてから、いち
だんと秋らしくなり、各地から
紅葉のニュースも聞かれます。
「産廃振興財団ニュース」平成
16年10月号をお届けします。

かねてより当財団で進めて
おります、優良処理業者の公的
評価制度の基準となる報告案
がまとまりましたので、報告い
たします。処理業者有志による
情報開示パイロット事業も実
施へ向けて動き出しております。

いよいよ本格的に始まるP
CB処理の概要については、前

号でとりあげましたが、9月に
処理料金が決定しましたので、
解説と合わせて掲載しました。

最前線に登場願ったのは、㈱
フジコーの桑原社長です。7月
に東証マザーズ上場。この10
年の躍進ぶりと経営理念につ
いてお聞きしました。

当財団の調査研究報告では、
硫酸ピッチの経済的処理方法
についての第一回目の検討成
果をとりまとめました。

ニュースレビューは不法投
棄の苦情件数の増加について
と、廃棄物処理法改正に伴う攻

省令の改正と、改正法に関連し
ない政省令の話題

財団の動きでは、産業廃棄物
全般に関してのコンパクトで、
ビジュアルな資料作りを目指
し、小冊子を作成中。来年には
完成を予定しておりますので、
どうぞ広くご活用ください。

財団ニュースの編集にあた
って、多くの皆様のご協力を
いただきお礼申し上げます。また、
本誌の内容について読者の皆
様の忌憚のないご意見をいた
だき、編集に生かしたいと考
えております。

産廃振興財団NEWS

2004.10 Vol.12 No.36

発行日 平成16年10月28日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

